バージョンアップのご案内

拝啓　貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて早速ながら下記の内容につきましてご連絡申し上げます。ご不明な点、ご質問などがございましたら、弊社までお問い合わせください。なお、ご注文期間が短い為ご迷惑をおかけ致しますが、よろしくご協力の程お願い申しあげます。
敬　具

発行日：2013 年 7 月 25 日
株式会社 東洋
京都市山科区椥辻草海道町 9-5
TEL 075-501-6616
FAX 075-592-3030

相続・贈与税顧問 平成25年相続税対応版(Ver.H25.10)の予定

平成 25 年分の相続税の申告書に対応した「相続・贈与税顧問 Ver.H25.10」のリリース予定について以下のとおりご連絡しますので、お客様へのご案内をお願いします。このプログラムは、平成 25 年 1 月 1 日以降に相続が開始した場合に使用していただけます。

なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承願います。

１．発行プログラム　　３．システムの対応内容
２．改正の内容について　　４．平成 24 年版での先行入力について

１．発行プログラム

1-1. 発行プログラムとバージョンアップの対象

発行プログラム	発行バージョン	バージョンアップの対象
相続・贈与税顧問	Ver.H25.10	Ver.H24.10、H24.20

・ハードディスクの空き容量は、165MB 以上必要です。
・CD-ROM には次の過去版セットアッププログラムも収録されています。（プロダクト ID 不要）
　相続・贈与税顧問　Ver.H20.26、Ver.H21.22、Ver.H22.22、Ver.H23.21、Ver.H24.20
・財産評価顧問（Ver.H25.10）からのデータ連動（相続税申告書）が可能です。
・平成 24 年版の案件データは、平成 25 年版の「旧バージョンデータ読込」で移行します。
・相続・贈与税顧問 Ver.H25.10 プログラムには、Ver.H24.20 と同じ平成 24 年分贈与税申告書作成機能がついています（メニューに「贈与税」を表示）。

1-2. リリース時期（予定）

⑴ 送品開始日（予定）
2013 年 9 月 4 日（水）予定

⑵ マイページからのダウンロード公開（予定）
2013 年 8 月 27 日（火）9 時予定
※保守契約にご加入で、改版納入方法をダウンロード選択された後に改版手配されたお客様は、「エプソン会計システム マイページ」よりダウンロードが可能です。

1-3. 相続・贈与税顧問　期限付きプロダクトＩＤ

Ver.H25.10 用の 2 週間限定プロダクト ID をご連絡します。
期限付きプロダクト ID：176217-196553-621087-630330

1-4. 相続・贈与税顧問 平成25年贈与税対応版について

別途平成 26 年 1 月末に、平成 25 年贈与税申告書に対応した「相続・贈与税顧問 平成 25 年贈与税対応版」をリリースする予定です。

２．改正の内容について

システムに関係する改正の概要は次のとおりです。

2-1. 国外居住者に対する相続税・贈与税の課税強化

日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、日本国内に住所を有する者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得した国外財産を、相続税又は贈与税の課税対象に加えることとされました。

上記の改正は、平成 25 年 4 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

■相続税の納税義務者の範囲

１．無制限納税義務者		
	(1)居住無制限納税義務者	
		相続又は遺贈により財産を取得した個人でその財産を取得した時において日本国内に住所を有するもの。
	(2)非居住無制限納税義務者	
		イ相続又は遺贈により財産を取得した日本国籍を有する個人でその財産を取得した時において日本国内に住所を有していないもの（その個人又はその相続若しくは遺贈に係る被相続人（遺贈をした人を含みます。）がその相続又は遺贈に係る相続の開始前 5 年以内のいずれかの時において日本国内に住所を有していたことがある場合に限ります。）。
		ロ相続又は遺贈により財産を取得した日本国籍を有しない個人でその財産を取得した時において日本国内に住所を有していないもの（その相続若しくは遺贈に係る被相続人（遺贈をした人を含みます。）がその相続又は遺贈に係る相続の開始の時において日本国内に住所を有していた場合に限ります。）。 **※平成 25 年 4 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税に適用されます。**
２．制限納税義務者		
	相続又は遺贈により日本国内にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において日本国内に住所を有していないもの（非居住無制限納税義務者に該当する人を除きます。）。	
３．特定納税義務者		
	贈与により相続時精算課税の適用を受ける財産を取得した個人（上記無制限納税義務者及び制限納税義務者に該当する人を除きます。）。	

2-2. 帳票フォームの変更

相続税の申告書 第 1 表、第 1 表（続）が変更されました。
その他の帳票についても、文言の変更がある可能性があります。

３．システムの対応内容

3-1. 国外居住者に対する相続税、贈与税の課税強化

システムの変更はありませんが、課税強化により新たに国外財産に課税されることになる相続人については、相続人情報登録の「無制限納税者」で「無制限」を選択していただくことになります。

3-2. 相続税の申告書　帳票フォームの変更

変更された様式に対応します。

3-3. 財産評価顧問 Ver.25.10との連動に対応

財産評価顧問 Ver.H25.10 からの財産データ連動に対応します。

3-4. 都道府県市町村一覧　市町村データの更新

各入力画面の住所欄の入力で、＜一覧＞から表示される都道府県市町村一覧を 2013 年 7 月時点の市町村名に更新します。

４．平成24年版での先行入力について

「相続・贈与税顧問 Ver.H25.10」のリリース前に、平成 25 年の相続案件が発生した場合は、平成 24 年版でデータを先行入力することができます。

平成 24 年版で入力した案件データは、平成 25 年版の「旧バージョンデータ読込」で取り込んでから、入力データの見直しを行ってください。

以上、よろしくお願いします。